

大分地方最低賃金審議会

議 事 次 第

- 1 開催日時 令和6年3月5日（火）
16時00分から
- 2 開催場所 大分労働局
第2ソフィアプラザビル4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 議 題
 - （1）大分県特定最低賃金の改正に係る意向表明について
 - （2）その他

大分地方最低賃金審議会資料
(令和6年3月5日)

資料

- No.1・・・ 大分地方最低賃金審議会委員名簿
- No.2・・・ 大分県特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明（写）
- No.3・・・ 特定（産業別）最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数
- No.4・・・ 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて
- No.5・・・ 令和6年度審議日程（案）

大分地方最低賃金審議会委員名簿（57期）

令和5年11月1日

（50音順）

| 区分 | | 新・再 | 現 職 |
|-------|-------|-----|------------------|
| 公益代表 | 荒井 公美 | 再任 | 特定社会保険労務士 |
| | 井田 雅貴 | 再任 | 弁護士・社会保険労務士 |
| | 河野 憲嗣 | 新任 | 大分大学経済学部教授 |
| | 田中 朋子 | 新任 | 弁護士 |
| | 松隈 久昭 | 再任 | 大分大学経済学部教授 |
| 労働者代表 | 阿部 信幸 | 新任 | U A ゼンセン大分県支部次長 |
| | 鹿嶋 秀和 | 再任 | 連合大分副事務局長 |
| | 原口 享子 | 再任 | 連合大分女性委員会事務局長 |
| | 藤本 雅史 | 再任 | 連合大分事務局長 |
| | 山田 功一 | 再任 | 電機連合大分地方協議会事務局長 |
| 使用者代表 | 大塚 浩 | 新任 | 大分県商工会議所連合会専務理事 |
| | 神 昭雄 | 再任 | 大分県中小企業団体中央会専務理事 |
| | 高橋 基典 | 新任 | 大分県商工会連合会専務理事 |
| | 藤野 久信 | 再任 | 大分県経営者協会専務理事 |
| | 宮脇 恵理 | 再任 | 合同会社アイ・ジー・シー代表社員 |

2024年 3月 1日

大分労働局
局長 佐藤 広道 殿

日本労働組合総連合会大分県連合会
会長 石本 健



大分県特定(産業別)最低賃金の金額改正に関わる意向表明

2024年度の大分県特定(産業別)最低賃金の金額改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1. (1)件 名 大分県鉄鋼業最低賃金
(2)申出者 基幹労連 日本製鉄大分労働組合 組合長 上村 朝雄
(3)改正を必要とする理由
賃金の絶対水準確保、格差是正のため改正が必要と思われる。
(4)申出の時期 2024年7月中旬

2. (1)件 名 大分県非鉄金属製造業最低賃金
(2)申出者 基幹労連 JX金属労働組合 佐賀関支部 執行委員長 三浦 良彦
(3)改正を必要とする理由
賃金の絶対水準確保、格差是正のため改正が必要と思われる。
(4)申出の時期 2024年7月中旬



3. (1)件 名 大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- (2)申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
大分地方協議会 議長 野畑 由紀夫
- (3)改正を必要とする理由
賃金の絶対水準確保、格差是正のため改正が必要と思われる。
- (4)申出の時期 2024年7月中旬
4. (1)件 名 大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- (2)申出者 基幹労連 臼杵造船労働組合 執行委員長 多々良 哲也
自動車総連 大分地方協議会 議長 三石 信義
JAM 中央発条工業労働組合 執行委員長 宮城 英伸
佐伯重工業労働組合 執行委員長 山崎 裕次
- (3)改正を必要とする理由
賃金の絶対水準確保、格差是正のため改正が必要と思われる。
- (4)申出の時期 2024年7月中旬
5. (1)件 名 大分県各種商品小売業最低賃金
- (2)申出者 UAゼンセン大分県支部 支部長 林 大介
- (3)改正を必要とする理由
賃金の絶対水準確保、格差是正のため改正が必要と思われる。
- (4)申出の時期 2024年7月中旬
6. (1)件 名 大分県自動車(新車)小売業最低賃金
- (2)申出者 自動車総連 大分地方協議会 議長 三石 信義
- (3)改正を必要とする理由
賃金の絶対水準確保、格差是正のため改正が必要と思われる。
- (4)申出の時期 2024年7月中旬

以上

特定(産業別)最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

大分県(人)

| 産 業 名 | 適用使用者数 | 適用労働者数 |
|---------------------------------------|--------|--------|
| 特定(産業別)最低賃金 | 379 | 28,225 |
| 鉄鋼業 | 20 | 2,770 |
| 非鉄金属製造業 | 11 | 1,392 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業 | 87 | 11,087 |
| 自動車・同附属品製造業、船舶製造・ 修理業、船用機関製造業 | 114 | 7,910 |
| 各種商品小売業 (旧産業分類(第13回改定)に基づく業種分類) | 30 | 2,523 |
| 自動車(新車)小売業 | 117 | 2,543 |

令和5年12月末現在

(算出根拠:「令和3年経済センサスー活動調査」及び各種調査結果)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「」、「」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店**、**総合スーパー**」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「、」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

<旧産業分類>

| 中分類 | 小分類 | 細分類 | 項目名 |
|-----|-----|------|---------------------------------|
| 09 | 095 | | 食料品製造業 |
| | | | 糖類製造業 |
| | | | 各種商品小売業 |
| 56 | 561 | 5611 | 百貨店、総合スーパー |
| | 569 | 5699 | その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの) |
| 58 | 589 | 5891 | 飲食料品小売業 |
| | | | コンビニエンスストア |
| 60 | 603 | 6031 | その他の小売業 |
| | 609 | 6091 | ドラッグストア |
| | | | ホームセンター |



<新産業分類>

| 中分類 | 小分類 | 細分類 | 項目名 | 変更内容 |
|-----|------|-------------|--------------|---------------------|
| 09 | 095 | | 食料品製造業 | |
| | | | 砂糖・でんぷん糖類製造業 | 名称変更 |
| 56 | 561 | 5611 | 各種商品小売業 | |
| | | | 百貨店 | |
| | 562 | 5621 | 総合スーパーマーケット | 「百貨店、総合スーパー」を分割して新設 |
| | 563 | 5631 | コンビニエンスストア | 移動 |
| | 564 | 5641 | ドラッグストア | 移動 |
| | 565 | 5651 | ホームセンター | 移動 |
| | 566 | 5661 | 均一価格店 | 新設 |
| 569 | 5699 | その他の各種商品小売業 | 名称変更 | |

3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- 適用対象業種の**範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
 - 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

| | 申出 | 決定 |
|----|----|----|
| 改正 | 旧 | 新 |
| 新設 | 新 | 新 |
| 廃止 | 旧 | 旧 |

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



・ 現行の特定最低賃金の改正であることの確認
 ・ 適用対象業種の範囲に変更がないことの確認

申出要件を確認し、受付

申出書の件名（旧産業分類）で必要性審議の諮問

必要性の審議

必要性 有

必要性 有

必要性 無

申出書の件名（旧産業分類）で答申

申出書の件名（旧産業分類）で答申

金額審議の諮問

件名変更等はない

金額審議において改正金額について答申

・ 答申（本体）の件名は諮問に揃える
 ・ 答申（別紙）に新産業分類に基づく件名及び適用対象業種の範囲を記載

答申文のイメージ

＜答申文（本体）＞

●●労働局長
 ●●地方最低賃金審議会長
 ●●各種商品小売業の改正決定について（答申）
 （以下、略）

件名は諮問に揃える

●●労働局長
 ●●地方最低賃金審議会長
 ●●百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）
 （以下、略）

＜答申文（別紙）＞

（別紙）

●●百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金

新産業分類に基づく件名を記載

1 (略)

2 適用する使用者

前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者

4～6 (略)

（別紙）

●●百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 (略)

2 適用する使用者

前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

4～6 (略)

新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載

令和6年度審議日程 (案)

| 年月日 | 曜日 | 開始時刻 | 会議名称 | 議事内容 |
|--|----|-------|---|-------------------------|
| 7月4日 | 木 | 13:30 | 本審 | 会長等選出、改正諮問、運営規程 |
| 7月26日 | 金 | 13:30 | 専門部会 | 部会長選出、運営規程、 参考人意見聴取 |
| 7月31日 | 水 | 13:30 | 本審 | 目安伝達 特定最賃必要性有無諮問 |
| 7月31日 | 水 | 本審終了後 | 専門部会 | 金額審議 (1回目) |
| 8月2日 | 金 | 10:00 | 専門部会 | 金額審議 (2回目) |
| 8月5日 | 月 | 10:00 | 専門部会 | 金額審議 (3回目) |
| 専門部会で結審の場合 | | 16:00 | 本審 | 答申：9月29日(日)法定発効 |
| (予備日) 8月6日(火)～9日(金) | | 10:00 | 専門部会 | 金額審議 予備 |
| 8月5日までに結審しない場合の 予備日 (審議の進行状況により日程を 調整する。) | | 16:00 | 本審 答申 8月6日(火)：10月2日(水)法定発効 答申 8月7日(水)：10月3日(木)法定発効 答申 8月8日(木)：10月4日(金)法定発効 答申 8月9日(金)：10月5日(土)法定発効 | |
| 8月20日 | 火 | 13:30 | 運営小委員会 | 特定最賃必要性の有無審議 参考人意見聴取 |
| 8月21日 | 水 | 10:00 | 本審 | 異議審議 (8月5日結審分) |
| (予備日) 8月22日(木)～27日(火) (8月6日以降の答申の場合) | | 10:00 | 本審 (異議審議) 異議審議 8月22日(木) (8月6日 結審分) 異議審議 8月23日(金) (8月7日 結審分) 異議審議 8月26日(月) (8月8日 結審分) 異議審議 8月27日(火) (8月9日 結審分) | |
| 9月25日 | 水 | 13:30 | 特定最賃合同会議 | |
| 9月27日～ 10月24日 | | | 各部会 | 金額審議 |
| 10月25日 | 金 | 13:30 | 本審 | 特定最賃答申 12月25日(月)統一発効 |
| 11月12日 | 火 | 10:00 | 本審 | 異議審議 |
| 3月5日 | 水 | 16:00 | 本審 | 意向表明 |